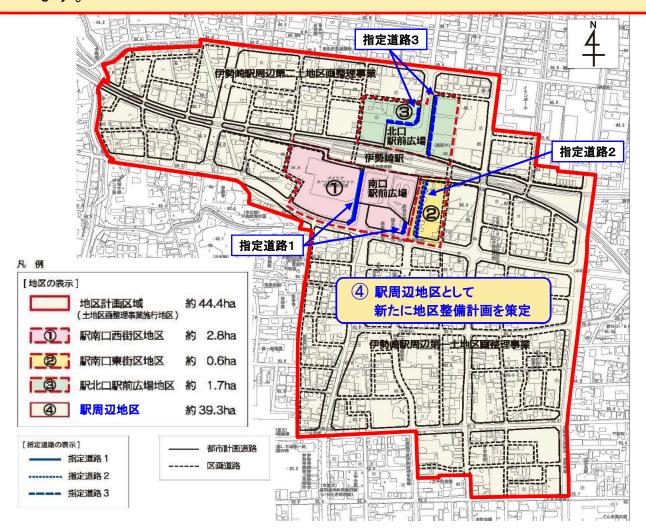
# 中心市街地整備事務所からのお知らせ

令和3年3月

★ 伊勢崎駅周辺地区のまちづくりルール (地区計画及び特別用途地区)の変更(案)について

# ■今回の変更点 伊勢崎駅周辺地区全域に 店舗型風俗営業施設の建築が制限されます

- 今後も良好な街並みの維持に努めてほしいという地元住民の皆様の声を踏まえて、 ④駅周辺地区に店舗型風俗施設の建築を制限します。
- ▶ ①~③地区の店舗型風俗施設の建築制限を ④駅周辺地区 と同じ内容に変更します。

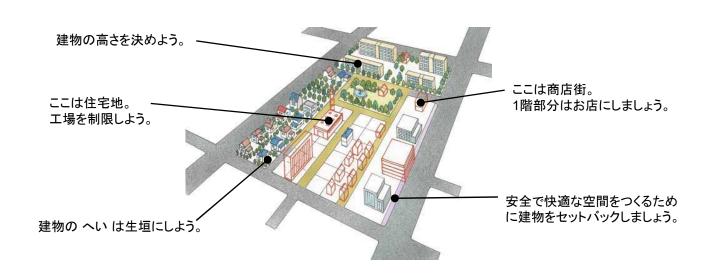


## ★ 地区計画 とは

地区計画とは、一定のまとまりを持った地区 (比較的小さいエリア)を対象に、まちづくりの 目標・方針を定め、その方針を実現するために、 地域の皆さんの意見を反映して、土地や建物 の利用に関する制限など、きめ細かなルール を定めるものです。

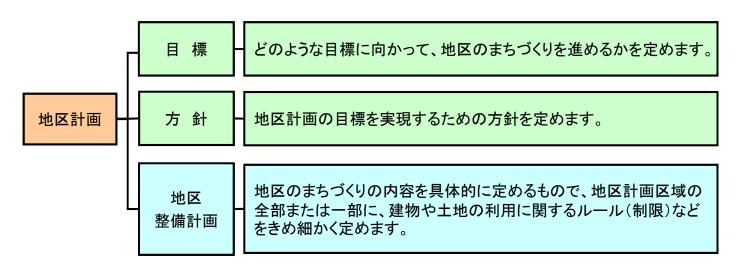


地区計画で定められるまちづくりのルールの例



# ★ 地区計画 の内容

地区計画は、次の3つの内容から成り立っています。



### ★ 地区整備計画に定められるルールの概要



# ★ 伊勢崎駅周辺地区計画 の目標と方針

#### 目標

伊勢崎市の中心市街地に位置し、駅周辺の良好な街並みを形成するために、「伊勢崎市の玄 関口としてふさわしい、にぎわいと活力あふれる市街地環境を創出すること」を目標としています。

#### 方 針

地区を4つのブロックに区分して、それぞれの地区の特性に応じた土地利用の方針を定めてあります。

#### ①駅南口西街区地区

商業・業務施設や公共公益施設などの導入により、都市機能の拡充や土地の効率的な利用 を図り、中心市街地再生の先導的な役割を担う。

#### ②駅南口東街区地区

商業·業務施設や住宅系施設により、快適で魅力のある市街地環境を形成する。

#### ③駅北口駅前広場地区

商業・業務施設や住宅系施設の立地により、快適で魅力のある市街地環境の形成とにぎわいの創出を図る。

#### 4駅周辺地区

#### 名称变更

商店街の再生や居住環境の維持向上を目指し、にぎわいの拠点を形成する。

また、土地の有効利用と居住環境が調和した安全で快適な住宅地を形成し、まちなか居住の促進を図る。

#### 現在の地区整備計画

現在①~③のブロックで、それぞれの地区の特性に応じた建物や土地の利用に関する具体的な制限(ルール)である「地区整備計画」が定められています。具体的には、特定の風俗施設や工場などの建築、広告物の設置などについて制限を設けています。

# ★ 伊勢崎駅周辺地区整備計画 の内容について

- ▶ 地区整備計画に、『駅周辺地区』を追加し、店舗型風俗施設の建築を制限します。
- > 3つのブロックの店舗型風俗施設の建築制限を、駅周辺地区と同じ内容に変更します。

※指定道路については 1ページを参照してください。

				名称	駅南口西街区地区 駅南口東街区地区		野口	北口駅前広場地区	駅周辺地区	_		
			地区の 区分					训			_	
				面積	約2. 8ha	乔	0. 6ha		約1. 7ha	約39. 3ha	-	
					用途地域による用途制限の他に、次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。							
					1. 指定道路1に面する			1.				
					敷地の1階部分を住		imを超えるも		敷地の1階部分を住			
					宅、共同住宅、寄宿				宅、共同住宅、寄宿			
					舎及び下宿の用に 供する建築物(ただ		業を営む倉庫	1	舎及び下宿の用に 供する建築物(ただ			
					し、1階部分が事務		場(来として好 行 <b>う</b> ことを主た		し、1階部分が事務			
					所、店舗などの用途		的とするものに		所、店舗などの用途			
					を兼ねるものは除	限る。			を兼ねるものは除	する風俗営業の用		
					<₀)		営業等の規制		<₀)	に供する施設		
					2. 畜舎(床面積の合計			2.	畜舎(床面積の合計	新設		
					が15㎡を超えるも		関する法律(昭		が15㎡を超えるも	411 PX		
					の。)	相23	3年法律第122 50条第155第1		の。) 今年業を営む今年			
					3. 倉庫業を営む倉庫4. 集会場(業として葬	- 万/st - 早 を	52宋弟   垻弟   第6項、第9項		倉庫業を営む倉庫 集会場(業として葬			
					横を行うことを主た	及び	第11項に規定		様を行うことを主た			
					る目的とするものに		風俗営業の用		る目的とするものに			
					限る。)	に供	する施設		限る。)			
		建			5. 風俗営業等の規制		変 更	5.	風俗営業等の規制			
		梁			及び業務の適正化	:			及び業務の適正化			
+	uh	等			等に関する法律(昭 和23年法律第122		ノヤン座、はら 屋、射的場、勝		等に関する法律(昭和23年法律第122			
	区	の			号)第2条第1項第1		票券販売所、		号)第2条第1項第1			
3	坠	釜備			号、第6項、第9項		車券場その他		号、第6項、第9項			
	<b>地区隆備計画</b>	建築物等の整備に関する事項	建築物の用途の制限		及び第11項に規定	これら	らに類するもの		及び第11項に規定			
	当				する風俗営業の用		基準法(昭和2		する風俗営業の用			
					に供する施設		法律第201号) 第87:155		に供する施設			
					変更		第2(へ)項第2 び(と)項第3号		変更			
		埧			6. マージャン屋、ぱち			1	マージャン屋、ぱち			
					んこ屋、射的場、勝	工場	, , , , , , , , , , , ,		んこ屋、射的場、勝			
					馬投票券販売所、		基準法(昭和2		馬投票券販売所、			
					場外車券場その他		<b>法律第201号</b> )		場外車券場その他			
					これらに類するもの		第2(と)項第4	_	これらに類するもの			
					7. 建築基準法(昭和2 5年法律第201号)		掲げる危険物 蔵又は処理に	/٠	建築基準法(昭和2 5年法律第201号)			
					別表第2(へ)項第2		敵人は処理に る建築物		別表第2(へ)項第2			
					号及び(と)項第3号				号及び(と)項第3号			
					に掲げる事業を営む				に掲げる事業を営む			
					工場				工場			
					8. 建築基準法(昭和2			8.	建築基準法(昭和2			
					5年法律第201号) 別表第2(と)項第4				5年法律第201号) 別表第2(と)項第4			
					別表第2(C)項第4   号に掲げる危険物				別表第2(と)項第4 号に掲げる危険物			
					の貯蔵又は処理に				の貯蔵又は処理に	999		
					供する建築物				供する建築物			
						<b>一</b> 秦如此	歌周辺地区計	面区	フtボクtボブ		i i	
							歌向边地区司 V風俗営業施設		e e	1- 5		
							きなくなりま				1	
							20. 10. 20.					
					I .							

	建築物等の整備に関する事項	地区の	名称	駅南口西街区地区	駅南口東街区地区	駅北口駅前広場地区	駅周辺地区	
地区整備計画		区分		約2. 8ha	約0. 6ha	約1. 7ha	約39. 3ha	
		敷地面積の		150㎡ (ただし、土地区画整理事 に基づいてその全部を一(	_			
		壁面の位置 の制限		1. 指定道路1に面する側は、一個なりでは、 ・ では、の外壁では、 ・ では、 ・ でもい。 ・	_	1. 指路3に面する側は、の外壁又ののはこれに、の外壁ででののでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでので		
		建築物の 高さの 最低限度		建築物は、指定道路1の 道路境界線からの 距離が35m以内の範囲 において、次のいずれか にしなければならない。 (1)地上2階建て以上 (2)高さを前面道路か ら7m以上	指定道路2又は3に面す 庫及び物置を除く。)は、 ばならない。 (1)地上2階建て以上 (2)指定道路2又は3に を前面道路から7ml	_		
		形態	物等の以制限	1. (1) 意・ (2) ・ (1) ・ (1) ・ (1) ・ (2) ・ (1) ・ (2) ・ (3) ・ (3) ・ (4) ・ (4) ・ (5) ・ (				
			まさくの の制限	_				

### ★地区計画の実現の方法

地区計画によるまちづくりは、次の手続きにより実現されていきます。

#### ■届出制度·勧告制度

- ・「地区整備計画」が制定されている区域では、建築・開発等の行為を行う30日前までに、市長に 「行為の届出」が必要となります。
- ・地区整備計画の内容に適合しない場合は、市長が設計の変更等について勧告を行なうことができます。

#### ■建築条例による制限

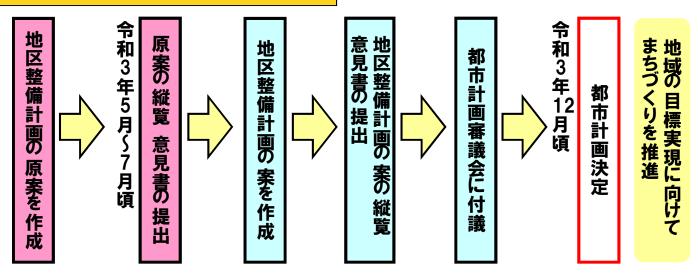
・建築物等の制限が条例で定められ、建築確認の対象となり、建築する際にはルールに適合する 必要があります。

# ★ 今後のスケジュール

今回お知らせした地区整備計画の原案は、都市計画として決定するための手続きを行い、令和3年12月に決定される予定です。

そして、地区整備計画に基づく建築物等の制限に関する条例は、令和3年12月に施行される予定です。

#### 地区計画が決定するまでの流れと時期





## ★ 特別用途地区の変更について

#### 変更点

今回の地区計画の変更により、<a href="#">
・事日の地区計画の変更により、<a href="#">
・事日の地区計画の変更により、<a href="#">
・事日の地区計画の変更により、<a href="#">
・事日の地区は地区整備計画の制限のみとなります。</a>

### ■ 特別用途地区とは

特別用途地区とは、用途地域が定められている一定の地区において、地区の特性にふさわしい土地利用の増進や環境の保護などの、特別の目的の実現を図るために、用途地域の指定を補完して定める地区です。伊勢崎市では特別業務地区(3地区)を指定しており、このうち「第2種地区」の一部及び「第3種地区」は伊勢崎駅周辺地区の範囲に含まれています。

#### ●特別業務地区

第2種地区

健全な都市環境と商業地域の形成保持を目的に、準工業地域内の娯楽施設及び風俗施設の一部を制限しています。 廃止

第3種地区

健全な都市環境と商業地域の形成保持を目的に、商業地域内の風俗施設の一部を制限しています。 廃止



~ MEMO ~			

■書面の内容についてのご質問等は、4月9日(金)までに、下記連絡先にご連絡をお願いします。

**地区計画**について・・・・都市開発課(電話番号:21-7490) 特別用途地区について・・・都市計画課(電話番号:27-2766)

※土日祝日を除く 8:30~17:15

- ■伊勢崎駅周辺のまちづくりに関するお問合せ 事業の内容等について、お気軽にお問合せください。
- ■伊勢崎市ホームページ内もご覧ください

http://www.city.isesaki.lg.jp

(『産業・ビジネス』→『都市計画・建築』→『中心市街地』)

伊勢崎市 都市計画部 中心市街地整備事務所 都市開発課(まちづくり推進係)

〒372-0048 伊勢崎市大手町16-5 TEL 0270-21-7490 FAX 0270-21-7492

